

「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン（素案）」に対する パブリックコメントを実施します。

市では、現在、「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」の策定を進めています。このたび、素案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」策定の目的

平成15年2月、高齢社会の到来とともに、路線バスでは対応できない公共交通空白地域の解消を主目的として、コミュニティバス「ちょこバス」の運行を開始しました。その後、平成21年9月にルートを長大化する見直しを行いました。その結果、利便性が低下し、利用客が大幅に減少しました。

そこで、平成27年2月、ルートをコンパクトにした上で、2つのルート（循環ルート・往復ルート）とする見直しを実施しました。ルートのコンパクト化に伴い、一度拡大したコミュニティバス路線から外れる地域が生じ、これらの地域が公共交通空白地域として現出しています。そして、これらの公共交通空白地域においては、新たな地域交通の導入を求める声が高まっています。

また、市内を限なくコミュニティバスを巡らせることは不可能であり、地域によって必要とされる交通の形態も異なります。そこで、どのようなところに、どのような形態の交通を導入することが相応しいか、そのルールづくりが必要となっています。

以上のことから、市民（地域）、運行事業者、市が、それぞれの役割分担のもと、公共交通空白地域の解消とともに、公共交通ネットワークの充実を目指して協働で取り組むための指針とすることを目的に「東大和市コミュニティバス等ガイドライン」を策定します。

2 素案の名称

東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン（素案）

3 素案の概要

本ガイドラインは、路線バスを含めた交通の体系を示すとともに、地域交通であるコミュニティバス及びコミュニティ交通（小型の車両を用いて運行する乗合交通など）について、次の事項を定めま

- ① 公共交通としてのコンセプト及びサービス方針
- ② 市民（地域）、運行事業者、市が協働で持続可能な公共交通を形成するための各々の役割
- ③ 地域の方々が、コミュニティ交通の運行計画案を作成し、その導入について市へ提案できる制度とその際のルール
- ④ コミュニティバス又はコミュニティ交通を導入又は運行継続する際の基準

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成28年1月15日（金）から2月15日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 都市建設部都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

都市建設部 都市計画課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市都市建設部都市計画課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年3月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。